

誓約事項	<p>申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。</p> <p><input type="checkbox"/> 認可を受けようとする者(法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人(終身建物賃貸借の事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。)、個人である場合においてはその者及び使用人)が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</li><li>二 禁錮以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「法」という。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者</li><li>三 法第69条第1項の規定により事業の認可を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者</li><li>四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</li><li>五 精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</li><li>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が一から五までのいずれかに該当するもの</li><li>七 法人であって、その役員又は使用人のうちに一から五までのいずれかに該当する者があるもの</li><li>八 個人であって、使用人のうちに一から五までのいずれかに該当する者があるもの</li><li>九 暴力団員等がその事業活動を支配する者</li></ul> <p>※ 認可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。</p> <p><input type="checkbox"/> 法定代理人が、上記一から五までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。</p>
------	---

## 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報

## 1. 登録申請者が個人である場合

登録申請者				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合、その法定代理人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所
事務所の代表者である使用人				
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所

## 2. 登録申請者が法人である場合

当該法人の役員					
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所	役職
事務所の代表者である使用人					
氏名	読み仮名	生年月日	性別	住所	役職

# サービス付き高齢者向け住宅及び終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅に係る 加齢対応構造等のチェックリスト

【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条本文に規定する基準】

## 1. 申請事業の内容

サービス付き高齢者向け住宅の登録       終身賃貸事業の届出

新築       既存・改修

○ 既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第57条第1項第2号に規定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等については、別紙2②の基準が適用されることがあります。この判断は登録時に登録主体によって行われますので、ご注意ください。  
○ 終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅が既存住宅(建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことがある住宅をいう。)である場合の加齢対応構造等については、別紙2③の基準が適用されます。

## 2. バリアフリー基準への対応状況

□のある欄は、該当するものを  
■に置き換えてください      □を■に置き換えてください      添付資料の  
自由欄はなるべく具体的に記述してください      対応箇所等

住宅の加齢対応構造等に関する基準	対応の状況		計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
<b>A 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第1号から第8号までに規定する基準】</b>				
一 床は、原則として段差のない構造のものであること。	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	B(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第9号に規定する基準)の1(1)、2(1)、2(3)記載参照	
二 廊下の幅 主たる廊下の幅は、78cm以上 (柱の存する部分にあっては、75cm以上)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	Bの1(2)記載参照	
三 出入口の幅 主たる居室の出入口の幅は75cm以上	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	Bの1(2)記載参照	
浴室の出入口の幅は60cm以上	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
四 浴室 浴室の短辺は130cm以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、120cm以上)	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →	<input type="checkbox"/> 一戸建て以外	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の短辺      cm	
面積は2㎡以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、1.8㎡以上)	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →	<input type="checkbox"/> 一戸建て以外	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の面積      m <sup>2</sup>	
五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。			Bの1(3)記載参照	
T ≥ 19.5 (T: 踏面の寸法[cm])	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
R ÷ T ≤ 22 ÷ 21 (R: けあげの寸法[cm])	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
55 ≤ T + 2R ≤ 65	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。			Bの2(2)記載参照	
T ≥ 24 (T: 踏面の寸法[cm])	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
55 ≤ T + 2R ≤ 65 (R: けあげの寸法[cm])	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
七 以下には手すりを設けること			Bの1(4)記載参照	
便所	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
浴室	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
住戸内の階段	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
八 階数が3以上である共同住宅の用途に供する建築物には、原則として当該建築物の出入口のある階に停止するエレベーターを設置すること。	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	Bの2(3)記載参照	

住宅の加齢対応構造等に関する基準	対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ	
<b>B【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第9号に規定する基準】</b>				
1 住宅の専用部分に係る基準				
(1) 段差 ※専用住戸内部	イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。以下同じ。))を除く。)にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。	<input type="checkbox"/> 基準範囲内で適合 → <input type="checkbox"/> 基準範囲を超え非適合 →	<input type="checkbox"/> ①～⑥を除く日常生活空間の床に、5mm高を超える段差が生じない <input type="checkbox"/> ①～⑥該当なし <input type="checkbox"/> ①～⑥該当あるが下記のとおり適合 <input type="checkbox"/> ①～⑥該当あり下記のとおり非適合	
	① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 段差があるが左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 くつずりと玄関外側の高低差 mm くつずりと玄関土間の高低差 mm	
	② 玄関の上がりかまちの段差	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり		
	③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。以下「勝手口等」という。)の出入口及び上がりかまちの段差	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり		
	④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差 a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。 b 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあつては、当該面積の1/2)未満であること。 c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。 d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。 e その他の部分の床より高い位置にあること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当あり 左欄a～e許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当あり 左欄a～e範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 段差部位の面積 m2 (居室全体の面積 m2) 段差部位長辺の長さ mm 段差部位がその他より <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 段差の高さ mm	
	⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差(立ち上りの部分が一の段差をいう。以下同じ。)としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 段差があるが左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 <input type="checkbox"/> 単純段差 段差の高さ mm <input type="checkbox"/> 手すり設置 浴室内外の高低差 mm <input type="checkbox"/> の場合 またぎ高さ mm	
	⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあつては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段(奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。 a 180mm(踏み段を設ける場合にあつては、360mm)以下の単純段差としたもの b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあつては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 段差なし <input type="checkbox"/> 段差があるが左欄a～c許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 段差があり左欄a～c範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 段差の種類 <input type="checkbox"/> 単純段差 <input type="checkbox"/> またぎ段差 手すり設置 <input type="checkbox"/> 設置済み <input type="checkbox"/> 設置可能 <input type="checkbox"/> なし 踏み段有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1段 <input type="checkbox"/> 2段以上 踏み段寸法 奥行き mm 幅 mm かまちとバルコニーとの段差 mm 踏み段とかまちとの段差 mm バルコニーと踏み段との段差 mm 踏み段とバルコニー端との距離 mm	
	ロ 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。	<input type="checkbox"/> 基準範囲内で適合 → <input type="checkbox"/> 基準範囲を超え非適合 →	<input type="checkbox"/> ①～⑥を除く日常生活空間外の床に段差なし <input type="checkbox"/> ①～⑥該当なし <input type="checkbox"/> ①～⑥該当あるが許容範囲内 <input type="checkbox"/> ①～⑥該当あり許容範囲を超え非適合	
	① 玄関の出入口の段差			
	② 玄関の上がりかまちの段差			
③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差				
④ バルコニーの出入口の段差				
⑤ 浴室の出入口の段差				
⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差				

住宅の加齢対応構造等に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ	
(2) 通路及び出入口の幅員	イ 日常生活空間内の通路の有効幅員が780mm(柱等の箇所においては750mm)以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 通路の有効幅員 _____ mm 柱等の箇所の有効幅員 _____ mm		
	ロ 日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が750mm(浴室の出入口にあっては600mm)以上であること。	<input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 出入口の有効幅員 _____ mm 浴室出入口の有効幅員 _____ mm		
(3) 階段	住戸内の階段の各部の寸法が次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設置されている場合には、この限りではない。	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段があるがホームエレベーターも設置	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 _____ / _____ けあげの寸法 _____ mm 踏面の寸法 _____ mm ※(けあげ)x2+(踏面) = _____ mm 蹴込みの寸法 _____ mm		
	イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 ロ 蹴込みが30mm以下であること。 ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分	<input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段があるが左欄をみたさず非適合 →	<input type="checkbox"/> 回り階段ではない <input type="checkbox"/> 以下に該当しない回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄①に該当する回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄③に該当する回り階段		
(4) 手すり	イ 手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない			
	(い) 空間	(ろ) 手すりの設置の基準			
	階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段があるがホームエレベーターも設置 <input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段があるが左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 _____ / _____ 手すりの設置 _____ 片側 <input type="checkbox"/> 両側 <input type="checkbox"/> 手すりの踏面からの高さ _____ mm	
	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 住戸内に便所はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合		
	浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 住戸内に浴室はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合		
	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	<input type="checkbox"/> 昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないため該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 下地処理があり適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合		
	脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	<input type="checkbox"/> 住戸内に脱衣室はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 下地処理があり適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合		
	ロ 転落防止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない			
	(い) 空間	(ろ) 手すりの設置の基準			
	バルコニー	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さには達するように設けられていること。 ② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さには達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さには達するように設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさない →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 <input type="checkbox"/> 住戸内にバルコニーなし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 <input type="checkbox"/> 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし 腰壁等の高さ _____ mm 手すりの腰壁等からの高さ _____ mm 手すりの床面からの高さ _____ mm	

住宅の加齢対応構造等に関する基準		対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(4) 手すり ※専用住戸内部	2階以上の窓	<input type="checkbox"/> 該当部位なし → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたまさない →	<input type="checkbox"/> 住戸内に窓なし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 <input type="checkbox"/> 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 窓台等の高さ                   mm 手すりの窓台等からの高さ                   mm 2F：手すりの床面からの高さ                   mm 3F以上：手すりの床面からの高さ                   mm	
	廊下及び階段(開放されている側に限る)	<input type="checkbox"/> 該当部位なし → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたまさない →	<input type="checkbox"/> 住戸内に開放廊下・階段なし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 <input type="checkbox"/> 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ                   mm 手すりの腰壁等からの高さ                   mm 手すりの床面からの高さ                   mm	
	ハ 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたまさない →	<input type="checkbox"/> 該当する手すり子の間隔                   mm	
(5) 部屋の配置	日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。 ※専用住戸内部	<input type="checkbox"/> 住戸内に階の別はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階の別はあるが同一階にあり、適合 <input type="checkbox"/> 同一階になく非適合		
(6) 便所及び寝室 ※専用住戸内部	イ 日常生活空間の便所が次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。	<input type="checkbox"/> 住戸内に便所はなく該当しない <input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合	<input type="checkbox"/> 腰掛け式便器を使用	
	① 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300mm以上であること。	<input type="checkbox"/> 左欄をみたまして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず非適合 →	※以下、複数ある場合は最も厳しい状況を記入 長辺の内法寸法                   mm	
	② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上であること。	<input type="checkbox"/> 左欄をみたまして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず非適合 →	便器と壁の距離                   mm	
	<input type="checkbox"/> 特定寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。	<input type="checkbox"/> 左欄をみたまして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず非適合 →	寝室の面積(内法寸法)                   m <sup>2</sup>	
2 住宅の共用部分に係る基準				
(1) 共用廊下	住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当する共用廊下なし(長屋形式等) <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
	イ 共用廊下の床が、段差のない構造であること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差なく適合 <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差があり非適合		
	<input type="checkbox"/> 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない→ <input type="checkbox"/> 高低差あるが基準対応して適合 <input type="checkbox"/> 高低差あり基準未対応で非適合	<input type="checkbox"/> 共用廊下がない <input type="checkbox"/> 共用廊下に高低差がない	
	① 勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあっては1/8以下)の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたまして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差                   mm <input type="checkbox"/> 傾斜路のみで対応 <input type="checkbox"/> 傾斜路と段の併設で対応(②に記述) 設けた傾斜路勾配 1 /	
	② 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④までに掲げる基準※に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
	※(2)イ①から④	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたまして①②適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず①②非適合 →	けあげの寸法                   mm 踏面の寸法                   mm ※(けあげ)x2+(踏面) =                   mm 蹴込みの寸法                   mm	
	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	<input type="checkbox"/> 該当しない	最上段食い込み <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 最下段突出部分 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 左欄をみたまして③④適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず③④非適合 →	手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ                   mm		

住宅の加齢対応構造等に関する基準	対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(1) 共用廊下	ハ 手すりが共用廊下(次の①及び②に掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 手すりを設置して適合 → <input type="checkbox"/> 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの床面からの高さ <input type="text"/> mm	
	① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分 その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分 <input type="checkbox"/> 該当部位で手すり設置を回避した → <input type="checkbox"/> 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所： <input type="text"/>	
	② エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分 <input type="checkbox"/> 該当部位で手すり設置を回避した → <input type="checkbox"/> 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所： <input type="text"/>	
(1) 共用廊下	ニ 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。 <input type="checkbox"/> 該当部位なし →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 <input type="checkbox"/> 開放された共用廊下なし <input type="checkbox"/> 存在するが1階のため適用外	
	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。 <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたくない →	腰壁等の高さ <input type="text"/> mm 手すりの腰壁等からの高さ <input type="text"/> mm 手すりの床面からの高さ <input type="text"/> mm	
	② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。 <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたくない →	該当する手すり子の間隔 <input type="text"/> mm	
(2) 主たる共用の階段	次に掲げる基準に適合していること。 <input type="checkbox"/> 該当する共用階段なし(平屋建て等) <input type="checkbox"/> 全適合 <input type="checkbox"/> 部分適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
	イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合	<input type="checkbox"/> ①～④に適合 <input type="checkbox"/> 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合	
	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたくして①②適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたくさず①②非適合 →	けあげの寸法 <input type="text"/> mm 踏面の寸法 <input type="text"/> mm ※ (けあげ) x 2 + (踏面) = <input type="text"/> mm 蹴込みの寸法 <input type="text"/> mm	
	② 蹴込みが30mm以下であること。 <input type="checkbox"/> 該当しない	最上段食い込み <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 最下段突出部分 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	
	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 <input type="checkbox"/> 左欄をみたくして③④適合 →	手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ <input type="text"/> mm	
④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。 <input type="checkbox"/> 左欄をみたくさず③④非適合 →	<input type="checkbox"/> 開放された廊下・階段なし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下 腰壁等の高さ <input type="text"/> mm 手すりの腰壁等からの高さ <input type="text"/> mm 手すりの踏面先端からの高さ <input type="text"/> mm 該当する手すり子の間隔 <input type="text"/> mm		
(2) 主たる共用の階段	ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1m以下の階段の部分については、この限りでない。 <input type="checkbox"/> 該当部位なし →	<input type="checkbox"/> 開放された廊下・階段なし <input type="checkbox"/> 存在するが外部からの高さ1m以下	
	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。 <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたくない →	腰壁等の高さ <input type="text"/> mm 手すりの腰壁等からの高さ <input type="text"/> mm 手すりの踏面先端からの高さ <input type="text"/> mm 該当する手すり子の間隔 <input type="text"/> mm	
(2) 主たる共用の階段	② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。 <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたくない →	該当する手すり子の間隔 <input type="text"/> mm	
	ハ 住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合にあっては、当該階から建物出入口のある階又はエレベーター停止階に至る主たる共用の階段の有効幅員が900mm以上であること。 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたくして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたくさず適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 共用の階段の有効幅員 <input type="text"/> mm	

住宅の加齢対応構造等に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(3) エレベーター	住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、  住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限る。)を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、…① かつ、 エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。…②	<input type="checkbox"/> 該当部位なし(1)全住戸が出入口階 (左の基準①) <input type="checkbox"/> 左2~3行目をみたと適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 (左の基準②) <input type="checkbox"/> 該当部位なし(2)EV使わず出入口 <input type="checkbox"/> イ〜ハをみたと経路あり適合 <input type="checkbox"/> 非適合	←以下及びイ〜ハ記入なしで可 <input type="checkbox"/> エレベーターで出入口階に到達 <input type="checkbox"/> 1階分の階段で出入口階に到達 ←以下及びイ〜ハ記入なしで可	
	イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし(エレベーター非設置等) <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
	① エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたと適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたと非適合 →	エレベーター出入口の有効幅員    mm	
	② エレベーターホールに一边を1,500mmとする正方形の空間を確保できるものであること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたと適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたと非適合 →	確保できる正方形の一边の長さ    mm	
ロ 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差なく適合 <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差があり非適合			
(3) エレベーター	ハ 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合 にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない → <input type="checkbox"/> 高低差あるが基準対応して適合 <input type="checkbox"/> 高低差あり基準未対応で非適合	<input type="checkbox"/> エレベーター設備がない <input type="checkbox"/> 高低差がない	
	① 勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたと非適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたと適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差    mm <input type="checkbox"/> 傾斜路と段の併設で対応 (③に記述) <input type="checkbox"/> 傾斜路のみで対応 設けた傾斜路勾配 1 /    mm 設けた傾斜路有効幅員    mm	
	② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 手すりを設置して適合 → <input type="checkbox"/> 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの床面からの高さ    mm	
	③ 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④に掲げる基準※に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	設けた傾斜路有効幅員    mm 設けた段の有効幅員    mm	
	※ (2)イ ①から④	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたと①②適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたと①②非適合 →	けあげの寸法    mm 踏面の寸法    mm ※(けあげ)x2+(踏面) =    mm	
	② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法    mm	
③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたと③④適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたと③④非適合 →	最上段食い込み <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 最下段突出部分 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ    mm		
④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。				

住宅の加齢対応構造等に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)※において <b>終身賃貸事業</b> を行う場合は、以下の(4)についてもご回答ください。該当しない場合は回答は不要です。 ※賃借人(賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合には、賃借人及び賃貸人)が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅				
(4) 便所及び浴室	共同居住型賃貸住宅にあっては、共用部分に存する便所及び浴室が前項に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 共同居住型賃貸住宅において終身建物賃貸借事業を行う場合 → 以下の項目を満たすこと <input type="checkbox"/> それ以外の場合 → 以下の項目は回答不要		
	便所が共用部分に存する場合、次に掲げる基準に適合していること。※前項に掲げる基準	<input type="checkbox"/> 該当しない→	<input type="checkbox"/> 共用部分に便所がない	
	イ 床が段差のない構造であること。	<input type="checkbox"/> 5mmを超える段差なく適合 <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差があり非適合		
	ロ 出入口の幅員(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が750mm以上であること。	<input type="checkbox"/> 左欄を満たして適合→ <input type="checkbox"/> 左欄を満たさず非適合→	出入口の有効幅員	mm
	ハ 便所が特定寝室の存する階にあること。	<input type="checkbox"/> 住戸内に階の別はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階の別はあるが同一階にあり、適合 <input type="checkbox"/> 同一階になく非適合		
	二 次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、便器が腰掛け式であること。	<input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合	<input type="checkbox"/> 腰掛け式便器を使用	
	① 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300mm以上であること。	<input type="checkbox"/> 左欄を満たして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄を満たさず非適合 →	※以下、複数ある場合は最も厳しい状況を記入 長辺の内法寸法	mm
	② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上であること。	<input type="checkbox"/> 左欄を満たして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄を満たさず非適合 →	便器と壁の距離	mm
	ホ 立ち座りのための手すりが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄を満たさず非適合		
	浴室が共用部分に存する場合、次に掲げる基準に適合していること。※前項に掲げる基準	<input type="checkbox"/> 該当しない→	<input type="checkbox"/> 共用部分に浴室がない	
	イ 浴室の規模が次に掲げる基準に適合していること。			
	①短辺が130cm以上(一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、120cm以上)であること	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 一戸建て以外 <input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の短辺	cm
②面積が2㎡以上(一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、1.8㎡以上)であること	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 一戸建て以外 <input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 浴室の面積	㎡	
ロ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの以外に、段差のない構造であること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 段差があるが左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 段差があり左欄範囲を超える →	<input type="checkbox"/> 単純段差 段差の高さ <input type="checkbox"/> 手すり設置 浴室内外の高低差の場合 またぎ高さ	mm mm	
ハ 浴槽出入りのための手すりが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄を満たさず非適合			
二 浴室の出入口の幅(開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とする)が600mm以上であること。	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	浴室出入口の有効幅員	mm	

本書類の作成者	氏名			
	資格	建築士免許の種類	登録番号	
		建築士事務所の名称	登録番号	
	所属事務所	住所		
		電話		

作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所所属する建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなくても差し支えありません。

建築士資格の種類と登録番号を明記してください

建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください

以下の欄は、既にサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。

登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。

# 終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅に係る加齢対応構造等のチェックリスト

## 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条ただし書に規定する基準】

### 1. 新築又は改修の別

<input type="checkbox"/> 新築	<input checked="" type="checkbox"/> 既存
-----------------------------	--

※終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅が既存住宅(建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことがある住宅をいう。)である場合に適用されます。  
 なお、建築材料又は構造方法により、基準により難しい部分のある加齢対応構造等である構造及び設備であって、基準に適合する加齢対応構造等と同等以上の性能を有すると認められるものについては、都道府県知事等の判断で、この基準に適合するものとすることができます。

### 2. バリアフリー基準への対応状況

□のある欄は、該当するものを  
に置き換えてください

□を■に置き換えてください  
 自由欄はなるべく具体的に記述してください

添付資料の  
 対応箇所等

加齢対応構造等に関する基準	対応の状況	計画数値・対応の状況欄説明等	資料番号・該当ページ
---------------	-------	----------------	------------

#### A 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第7号に規定する基準】

便所、浴室及び住戸内の階段には、手すりを設けること。			
便所	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	B1・2記載参照	
浴室	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		
住戸内の階段	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		

#### B 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第9号に規定する基準】

##### 1 住宅の専用部分に係る基準

手すり、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、それぞれ(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所及び浴室にあっては、日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。以下同じ。))を除く。)にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内に存するものに限る。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない		
(い) 空間	(ろ) 手すりの設置の基準		
階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に設けられていること。ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。 ① ホームエレベーターが設けられている場合 ② 専用部分の階数が2以上の住宅であって、接地階の規模及び設備が規則第37条に掲げる基準(住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画で別に定める場合、住宅の所在する都道府県が都道府県高齢者居住安定確保計画で別に定める場合(住宅の所在する市町村が市町村高齢者居住安定確保計画を定めている場合を除く。))にあってはその基準)に適合し、かつ、日常生活空間の全部が接地階にある場合	<input type="checkbox"/> 専用部分に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段あるがホームエレベーターも設置 <input type="checkbox"/> 階段あるが接地階の規模・設備が基準に適合かつ日常生活空間の全部が設置階にある <input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたまて適合 → <input type="checkbox"/> 階段あるが左欄をみたまて非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配 1 / <input type="text"/> 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 専用部分に便所はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたまて非適合	
浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室内の姿勢保持のためのものが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 専用部分に浴室はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたまて非適合	

共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)※において終身建物賃貸借事業を行う場合は、以下の2)についてもご回答ください。該当しない場合は回答は不要です。  
 ※賃借人(賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、賃借人及び賃貸人)が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅

##### 2 住宅の共用部分に係る基準

共同居住型賃貸住宅にあっては、手すり、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない		
(い) 空間	(ろ) 手すりの設置の基準		
共用便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 共用部分に便所はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたまて非適合	
共用浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。	<input type="checkbox"/> 共用部分に浴室はなく該当しない <input type="checkbox"/> 設置済みで適合 <input type="checkbox"/> 左欄をみたまて非適合	